

神奈川県特別支援教育就学奨励費支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県（以下「県」）が支給する特別支援教育就学奨励費の取扱いについて必要な事項を定めるものである。

(目的)

第2条 教育の機会均等の趣旨に則り、かつ、特別支援学校への就学の特殊事情に鑑み、県が特別支援学校へ就学する幼児、児童又は生徒について必要な援助を行うことで特別支援教育の普及奨励を図ることを目的とする。

(関係規程)

第3条 本事業実施に係る取扱いについては、次の各号に掲げる規程の定めるところによる。

- (1) 特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号 以下「法」）
- (2) 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号）
- (3) 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行規則（昭和29年文部省令第20号）
- (4) 特別支援教育就学奨励費負担金等及び要保護児童生徒援助費補助金交付要綱（昭和62年5月22日文部大臣裁定 以下「交付要綱」）
- (5) 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定要領（以下「算定要領」）
- (6) 特別支援教育就学奨励費負担金等に係る事務処理資料（以下「事務資料」）
- (7) 特別支援教育就学奨励費事務処理マニュアル（以下「事務マニュアル」）

(定義)

第4条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 就学奨励費 前条に基づき支給される経費
- (2) 県立学校 県が設置する特別支援学校
- (3) 市私立学校 県内の市及び学校法人が設置する特別支援学校
- (4) 児童等 幼児、児童又は生徒
- (5) 保護者等 幼児、児童又は未成年の生徒については、学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に必要な経費を負担する者

(支給対象者及び経費の支給)

第5条 支給対象者は、県立学校若しくは市私立学校に就学する児童等の保護者等とする。

2 県が学校長に交付する経費は、法第2条及び交付要綱別記2に規定する経費とする。

3 学校長は事務資料及び事務マニュアルに基づき対象経費の所要額を算出し、支弁区分により算定した支給額を保護者等に原則口座振込により支給するものとする。

(支弁区分決定)

第6条 学校長は、児童等の保護者等が属する世帯の状況を算定要領及び事務マニュアルに基づき審査し、県教育委員会に提出しなければならない。

2 県教育委員会は、前項の規定により関係書類の提出があったときは、その内容を審査の上、支弁区分を決定し、学校長へ通知する。

3 県教育委員会は、世帯の状況に著しい変動等があり、既に決定した支弁区分を変更することが適当であると認めた場合は支弁区分の変更をすることができる。

(保護者等への通知)

第7条 学校長は前条第2項及び第3項により支弁区分の決定通知があったときは、その区分を保護者等に通知しなければならない。

(保管義務)

第8条 この就学奨励費に関する文書は、作成した翌年度から5年間保存しなければならない。

(調査及び報告)

第9条 県教育委員会は、必要に応じ就学奨励費に関する調査を行い、学校長から報告を求めることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。